

「河川敷一時使用届出書」は独占的な使用を認めたものではなく、あくまでも自由使用の範疇で、河川管理者に情報提供されたものです。

法令上の許可を受けたものではなく、他の河川利用者を排除する権利はないことをご理解したうえで、以下の事項に注意して、安全に河川敷地をご利用下さい。

河川敷一時使用における注意事項

- ①他の一般利用者や河川管理活動に迷惑をかけないよう配慮すること。
- ②使用中は事故が発生しないよう十分に配慮を行うこと。
また、危険な場所や使用場所付近の工事現場等には立ち入らないように注意すること。
- ③使用に係る事故・紛争等については、届出人において責任をもって処理・解決すること。
- ④沿川地域住民に迷惑をかけないこと。苦情等は届出人において解決すること。
- ⑤使用後はゴミの片付けを行い、河川の清潔保持に努めること。
火気を使用する場合は、消火など火の始末に十分注意すること。
なお、橋の下で火気は使用しないこと。
- ⑥鍵を借りた場合は、関係者以外の車両が河川区域内へ進入しないように注意すること。
- ⑦気象情報を充分に把握し、降雨等による増水には十分注意すること。
- ⑧護岸等、河川管理施設を損傷しないよう注意すること。また、河川管理施設を損傷した場合は、速やかに出張所長に届出てその指示に従うこと。この場合において原状回復に要する費用は届出人の負担とする。
- ⑨工作物の設置並びに土地の掘削や盛土などの土地の形態変更はしないこと。
- ⑩その他関係法令を遵守して使用すること。 ()
- ⑪この届出書は、水難事故を防ぐことを目的として、所轄の警察・消防へ情報提供する。
- ⑫その他 ()

※) 無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行で使用する場合は裏面をご覧下さい。

「インターネット」等で「雨量データ」「水位データ」等を提供していますのでご覧下さい。

天氣があやしくなったら、ぜひデータを取得し、水位上昇の恐れのある時には、早めの避難等に役立てて下さい。
晴れている場合でも、上流で雨が降っていたら、急に水かさが増えることがありますので、十分注意して下さい。
天気予報や水位情報を十分チェックして、楽しく安全に遊びましょう。

〈〈アクセスはこちらに〉〉

- 「インターネット」 . . . <http://www.river.go.jp/>
- 「スマホ版」 . . . <https://www.river.go.jp/s/>
- 「携帯版」 . . . <http://i.river.go.jp/>



スマホ版QRコード



携帯版QRコード

河川に関して気づかれたことがあれば最寄りの出張所へご連絡ください

(例えば)・ゴミや車、船などが捨てられている。

・油が浮いている。魚が大量に浮かんでいる。ガソリンの臭いがする。

・堤防や河川管理施設などが壊れている。不審物がある。不審者がいる。

●沼津河川出張所 055-931-4370

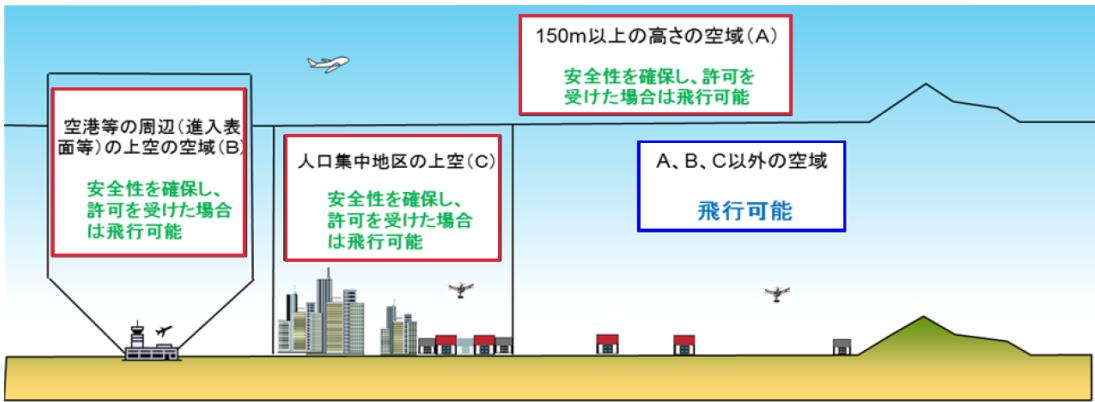
●伊豆長岡出張所 055-948-0302

国土交通省 沼津河川国道事務所 055-934-2011

無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の飛行で利用する方へ

以下の事項に留意して使用して下さい。

- ①以下の飛行禁止区域 (A) ~ (C) 以外の空域で飛行させること。



(A) 地表又は水面から150m以上の高さの空域

(空域の形状はイメージ)

(B) 空港周辺の空域

注) (A) ~ (C) の空域で飛行させたい場合、
国土交通大臣(航空局)の許可が必要です。

(C) 人口集中地区(DID地区)の上空

- ②日中（日出から日没まで）に飛行させること。

- ③目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること。

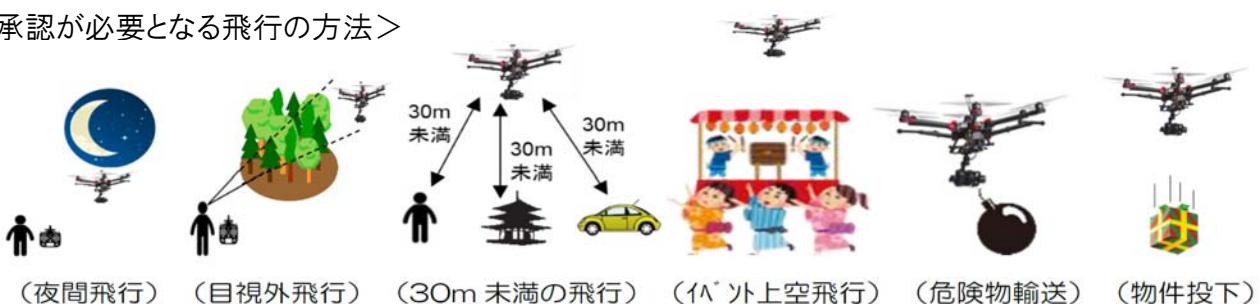
- ④人又は建物や車から30m以上離れた箇所で飛行させること。

- ⑤多数の人が集まる催し場所（花火、祭り会場など）の上空で飛行させないこと。

- ⑥爆発物などの危険物の輸送や、物件の投下をしないこと。

注) ②～⑥によらずに飛行させる場合、国土交通大臣(航空局)の承認が必要です。（下図参照）

＜承認が必要となる飛行の方法＞



- ⑦地元自治体等が飛行を禁止している空域になっている場合は飛行させないこと。

- ⑧カメラ付き無人航空機の飛行にあたっては、十分にプライバシー等に注意すること。

- ⑨強風などの悪天候により、安全な飛行が出来ないと思われる場合は中止すること。

- ⑩無人航空機の飛行により苦情が出た場合は、直ちに飛行を中止すること。

- ⑪その他、航空法、無人航空機の安全な飛行のためのガイドラインなど関係法令等に遵守すること。

- ⑫その他（ ）

(参照) 無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール(国土交通省HP)

http://www.mlit.go.jp/koku/koku Tk10_000003.html